

退職一時金 かんたん解説ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

退職一時金制度の概要と種類

退職一時金は、会社が従業員の退職時に一時金として支給する福利厚生の一つです。法的義務はありませんが、多くの企業で採用されています。退職給付には、一時金の他に年金形式で支給される退職年金もあり、両制度を併用する企業もあります。

退職一時金は主に3種類あります。

社内準備型（社内積立型）	会社が内部に資金を積み立て支給。手続きが自社内で完結。
中小企業退職金共済制度	中小企業向けの制度で、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営。
特定退職金共済制度	商工会議所などが運営。中小企業退職金共済と併用も可能。



社内準備型のメリット・デメリット

社内準備型の退職一時金制度は、事業者と従業員双方にメリットとデメリットがあります。

区分	メリット	デメリット
事業者	資金管理が容易、資金の流動性が高い（一時的な転用が可能）	資金運用を自社で行う必要があり、責任も負う、積立金が課税対象となる
従業員	支給要件を会社が自由に設定できるため、勤続年数が短い場合でも支給される可能性がある、まとまった資金を一時的に受け取れる	積立資金が外部に流出したり、他の用途に使われたりした場合、退職一時金が支払われなくなる可能性がある

退職一時金にかかる税金

退職一時金は退職所得として所得税と住民税の課税対象となりますが、退職所得控除が利用できます。



計算式

退職所得

$$= \left(\text{退職一時金の受取額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2}$$

■ 退職所得控除額

勤続年数 (A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円未満の場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)
障害者となったことが退職の直接の原因	上記計算額に100万円を加算

原則として、退職一時金は源泉徴収の対象となるため、確定申告は不要です。

ただし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は確定申告を行うことで過払い分の還付を受けられます。



退職一時金と企業型確定拠出年金（DC）の違い

企業型確定拠出年金（企業型DC）は、会社が拠出し従業員が運用指図を行う制度です。

資金運用	退職一時金（社内準備型）は会社、企業型DCは従業員が行います。
受取額	退職一時金は事前に決定、企業型DCは運用実績で変動します。
税・社会保険料	退職一時金の内部留保は課税対象、企業型DCの事業主拠出金は非課税で社会保険料もかかりません。

